

海外法曹制度調査(ドイツ班)

ドイツの弁護士を取り巻く状況

第二東京弁護士会会員
福井 しづ香 Fukui, Shizuka

2011年6月、日本弁護士連合会はドイツの弁護士制度について調査するため、ハンブルク、ケルン、ベルリンを訪問した¹⁾。そこで、紙幅を借りて、ドイツの弁護士を取り巻く状況を紹介したい。

1 ドイツの法曹養成制度

ドイツの法曹資格は、裁判官、検察官、弁護士、公証人に共通する。法曹資格を得るために、大学の法学部で、原則として4年間の法学教育を受け、第一次国家試験を受験し、合格した者が2年間の司法修習を受ける。修習生(Referendar)には給費(Unterhaltsbeihilfe)が支払われる。第一次国家試験合格者数と司法修習生の定員数が一致していないため、合格後修習まで待機しなければならない者もいるが、近年、待機期間は短くなっている。待機期間のない州もある。司法修習終了後、第二次国家試験に合格した者は、「裁判官職につく」資格を得る(ドイツ裁判官法 Deutsches Richtergesetz 5条)。

2 ドイツの弁護士人口

2011年におけるドイツの弁護士数は15万5679人で、日本の約5倍である。毎年約1万人の第二次国家試験

合格者が完全法律家(Volljurist)として法曹界に巣立って行き、そのうち約8割が弁護士となる。弁護士一人当たりの人口数が、現在の日本と同程度にあったのは、1950年まで遡らなければならない。

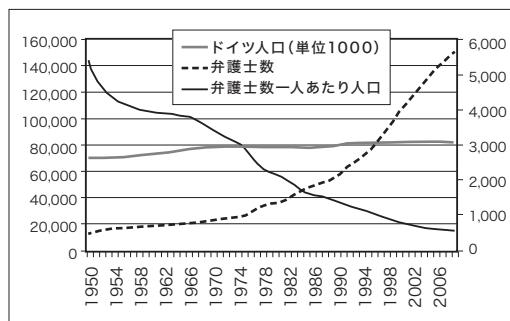
増加の一途をたどっていたドイツの弁護士数であるが、近年その増加率の停滞が見られる。最近では、新規登録弁護士数が減少に転じた単位弁護士会もあるとのことである。

3 若手弁護士の就職状況

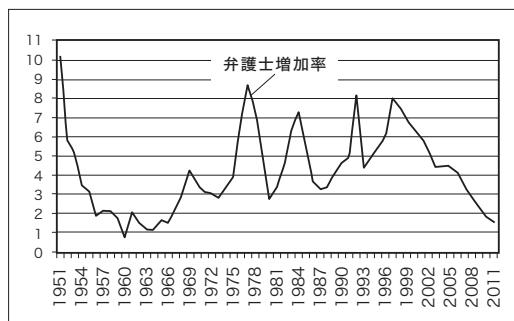
ドイツにおいても若手弁護士の就職状況は日本同様に厳しい。2回の国家試験の成績は、その後の進路に大きく影響を及ぼす。裁判官、検察官、組織内弁護士、大規模事務所の勤務弁護士となるためには、国家試験の成績が上位でなければならない。

ドイツでは、従来から第二次国家試験終了後すぐに独立する者が一定数いたが、最近では、非自発的即独者が増えていると言われている²⁾。しかし、全体としては、雇用されることを選ぶ弁護士が増えているため、即独者の割合は減少傾向にある³⁾。

ドイツにおける組織内弁護士の数を統計的に把握している機関はないものの、弁護士全体の10%程度



出典：Bundesrechtsanwaltskammer, Statistisches Bundesamt



出典：Bundesrechtsanwaltskammer

1) 各地の訪問先は、ハンブルク弁護士会若手サポート、Am Winterhuder Markt事務所、ドイツ弁護士協会ハンブルク支部若手弁護士の会、ケルン大学弁護士法研究所、ドイツ連邦弁護士会、ドイツ弁護士協会、ドイツ保険業協会、ベルリン州司法省司法試験局、連邦司法省である。

2) Die Berufssituation junger Rechtsanwältinnen und Rechtsanwälte, Christoph Hommerich /Matthias Kilian.

3) 前掲注2、38頁

が組織内弁護士ではないかと言われている⁴⁾。また、ドイツでは、上級職公務員になるためには、第二次国家試験に合格している必要があります、多くのVolljuristが行政官として働いている。行政官として働いているVolljuristの総数は把握されていません。第二次国家試験合格者の大多数が弁護士になることは、日本と同様である。

ドイツ連邦弁護士会(BRAK)⁵⁾をはじめとするドイツの法曹界では、新人弁護士の即独を問題視する姿勢は見られなかった。そもそも、新人弁護士は雇用され、OJTを受けるべきであるという考え方自体が、理解できない様子であった。ドイツの司法修習では弁護修習期間が9カ月あり(ドイツ裁判官法5条d)、修習中にそれなりの実務を経験できていることが、即独を不安視しない理由と言えるかもしれない。

ドイツ弁護士協会(DAV)の子会社であるDAA(Deutsche AnwaltAkademie)が、独立する弁護士のための起業セミナー、弁護士報酬法の解説など、事務所マネジメントに関する研修を多数提供していることは興味深い。新人弁護士の雇用先を発掘することも重要ではあるが、独立開業のためのノウハウを身に付けさせることも必要だろう。

4 弁護士報酬

ドイツの弁護士制度を説明する上で重要な要素となるのが、弁護士報酬法(Rechtsanwaltsvergütungsgesetz以下、「RVG」という)の存在である。ドイツの弁護士報酬は法律によって規定され、法定された金額を下回る報酬合意をすることは禁止されている(連邦弁護士法 Bundesrechtsanwaltsordnung 49条b)。要するに、弁護士報酬法は、弁護士報酬の下限を法定しているため、価格面での過当競争を防ぎ、弁護

士が急増しても、弁護士の生活を圧迫しにくい仕組みになっている。また、RVGは、約10年おきに改正されて報酬の増額が行われている(1989年、2004年に改正され、また近く改正予定とのことである)。例えば、弁護士一人当たりの売上げは、2004年までは低下傾向にあったが、2004年の改正後は増加に転じている⁶⁾。

(弁護士一人当たりの平均売上)

年	弁護士一人当たりの売上(ユーロ)	変化率(%)	指 数 (基準年1994年)
1994	116,311		100.0
1996	116,121	-0.2	99.8
1997	110,157	-5.1	94.7
1998	107,305	-2.6	92.3
1999	102,759	-4.3	88.3
2000	99,404	-3.3	85.5
2001	98,978	-0.4	85.1
2002	96,990	-2.0	83.4
2003	94,906	-2.1	81.6
2004	93,603	-1.4	80.5
2005	96,476	3.1	82.9
2006	96,813	0.4	83.2
2007	98,340	1.6	84.5

出典: Statistisches Jahrbuch der Anwaltschalt 2009/2010
P107 Tab.5.1.3

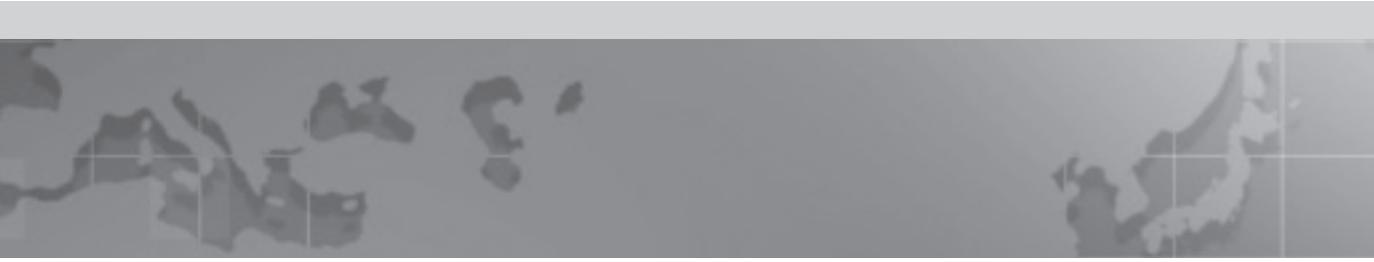
5 専門弁護士制度

飽和状態にある法律市場において生き残るために有益な手段と考えられているのが、専門弁護士制度である。ドイツの専門弁護士制度は歴史が古く、1950年に遡るが、この制度が積極的に利用されるようになったのは、ここ10年のことと言ってよいだろう。当初は税法のみであったが、次第に分野が拡大し、現在では20分野まで広がっている(専門弁護士

4) 2011年6月、日弁連が行ったBRAKに対するインタビューによる。

5) ドイツには、強制加盟のドイツ連邦弁護士会(Bundesrechtsanwaltskammer)と任意加盟のドイツ弁護士協会(Deutscher Anwältsverein)が存在する。

6) DAVへのインタビューにおいては、数回の報酬引き上げは、弁護士数の増加によって、報酬を引き上げなければ、弁護士の生活が成り立たないこともその理由とされていると説明された。



規程 Fachanwaltsordnung 1条。以下、「FAO」という)。

専門弁護士認定には、処理案件数、研修時間等の厳しい条件が課されている(FAO4、5条)。これから若手弁護士は、専門弁護士認定を受けていないと生き残れないと指摘する識者がいる一方、すでに専門弁護士として活動している弁護士がそれなりの数になってきた現在では、新たに専門弁護士認定を取ろうとする若手弁護士にとっては、専門弁護士認定を受けるための処理案件要件を満たすだけの事件を受任するハードルが上がっているという問題が指摘されている。Soldan研究所の調査によれば、専門弁護士制度の年齢構成は、40歳以下が10%、40歳から50歳までが37%、50歳から60歳までが36%、60歳以上が17%となっており、弁護士全体の年齢構成とは明らかに異なっている⁷⁾。

専門弁護士とその他の弁護士では、報酬の額にも差が出ており⁸⁾、弁護士間の格差を広げる要因にもなっているとの指摘もある。

6 法曹の失業問題

弁護士を含む完全法律家の失業者数は、一時期約9200人にも上ったが、ここ数年はおおむね5000人台後半から6000人台前半に収まっている⁹⁾。

失業対策として、失業保険受給中の弁護士等が開業するための開業支援金制度(Gründungszuschuss)が存在する¹⁰⁾。失業保険受給中に、独立開業のための適切なビジネスプランを作成して独立開業する

と、開業後15ヵ月間は開業支援金が支給される制度である。このためには、ビジネスプランが適正であることを第三者にチェックしてもらうことが必要であるが、弁護士の開業については、単位弁護士会が意見書作成にふさわしい第三者機関であるとみなされているため、ビジネスプランに対する意見書の作成を担っている¹¹⁾。

7 結び

ドイツにおいても、法曹人口の急増は問題視されているものの、職業選択の自由との関係から、司法試験を競争試験とし、合格者に定員を設けることは想定されていない。議会は、予算を通じて修習生の数をコントロールする裁量権は有しているが、修習生の数を劇的に減少させることはできないと考えられている¹²⁾。司法修習修了者のうち、大多数が弁護士になる現在であっても、給費制を廃止すべきとする意見が、予算を出している司法省から出しているのではなく、弁護士会から出ていることは興味深い。DAVが提唱していた分離修習は、その効果として、弁護士になろうとする者に支払われる給費を国(又は州)が負担しなくなるため、司法予算が軽減されると言われているが、賛同者は少ない¹³⁾。多数の中からより良い人材を得るという目的のためには、給費は必要経費であるとの思想が根底にあるのではないかと感じた。その合目的的思考は、今後の日本においても参考になりえるのではないか。

7) Fachanwälte, Christoph Hommerich/Matthias Kilian.

8) Drei Jahre Rechtsanwaltsvergütungsgesetz, Auswirkungen des RVG auf die berufliche und wirtschaftliche Lage der Anwaltschaft, Institut für Freie Berufe Nürnberg 2009, S94.

9) Der Arbeitsmarkt für Akademiker in Deutschland S43, Bundesagentur für Arbeit.

10) Sozialgesetzbuch III §57 und 58, Existenzgründung.

11) 2011年6月、日弁連調査団が行ったハンブルク弁護士会若手サポートグループ担当執行役からの聞き取り調査による。

12) 2011年6月、日弁連調査団が行ったベルリン州司法試験局からの聞き取り調査による。

13) 2011年6月、日弁連調査団が行った連邦司法省でのインタビューでは、統一修習を行った方が、国が優秀な人材を確保できると説明された。